



目次	ページ
告示	
◎高知県中小企業等協同組合法施行規程（経営支援課） 〈9・20揭示〉	1
○コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認めて生きたままのコイの持ち出しを禁止する公共用水面等の範囲（漁業管理課） 〈 〉	6
◎県指定希少野生動植物の指定（自然共生課）	6
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	7
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（男女共同参画・NPO課） 〈9・18揭示〉	7
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	7
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○コイの持ち出し等の制限及び遺棄の禁止についての指示 〈9・19揭示〉	8

告 示

高知県告示第600号

高知県中小企業等協同組合法施行規程を次のように定める。  
平成19年9月20日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

高知県中小企業等協同組合法施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）を施行するため、法及び中小企業等協同組合法施行規則（平成19年厚生労働省、農林水産省、令第1経済産業省、国土交通省号。以下「規則」という。）に基づき行政庁が定めることとされているものに関し必要な事項を定めるものとする。

（既発生未報告支払準備金）

第2条 規則第118条第1項第2号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第9条の6の2第1項の共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合は、零とする。

- （1）支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下この項において「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額及び普通支払準備金の金額（規則第118条第1項第1号に掲げる金額をいう。次項において同じ。）（以下この項において「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得た金額
- （2）対象事業年度の2事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の2事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得た金額
- （3）対象事業年度の3事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の3事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得た金額

2 前項の既発生未報告支払準備金積立所要額は、その計算の対象となる各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度の翌事業年度に支払った共済金の金額及び当該各事業年度の翌事業年度の普通支払準備金の金額の合計額から当該各事業年度の普通支払準備金の金額を控除した額とする。

（自動車共済契約に係る既発生未報告支払準備金の算出）

第3条 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする共済契約（責任共済等（法第9条の6の2第3項に規定する責任共済等をいう。）の契約を除く。）に係る既発生未報告支払準備金積立所要額は、共済掛金率の算出基礎を同じくする共済の目的の区分ごとに、前条第2項の規定により算出することができるものとする。

（異常危険準備金の積立基準）

第4条 規則第119条第5項第1号に掲げる異常危険準備金（以下「第1号異常危険準備金」という。）は、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

- （1）普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡（死亡の原因を問わないすべての死亡をいう。以下同じ。）に係る危険共済金額（共済金の共済契約上の額面金額から共済掛金積立金を

- 控除した金額をいう。以下同じ。)に1,000分の0.06を乗じて得た額
- (2) 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額(不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に1,000分の0.006を乗じて得た額
- (3) 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金(生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする共済(共済契約者が法人であるものを除く。)をいう。次条第1項第3号において同じ。)に係る共済掛金積立金の金額に1,000分の1を乗じて得た額
- (4) 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額(災害により入院した場合の1日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に1,000分の16を乗じて得た額
- (5) 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額(疾病により入院した場合の1日当たりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。)に1,000分の40を乗じて得た額
- (6) 火災リスク、自動車リスク、傷害リスク及び風水災害リスク 当該事業年度におけるそれぞれのリスクに係る正味収入危険共済掛金(正味収入共済掛金(アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額をいう。別表第1において同じ。))のうち危険掛金部分に相当する金額をいう。以下同じ。)に1,000分の50を乗じて得た額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の5第1項の異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額(以下この号において「算入限度額」という。))を下回る場合にあっては、算入限度額)
- ア 当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金(当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合にあっては、その金額を控除した金額)及び再共済返戻金又は再保険返戻金の合計額
- イ 当該事業年度に支払った、又は支払うべきことの確定した再共済掛金又は再保険料及び解約返戻金の合計額
- (7) 生命共済契約(規則第15条第1項第1号に規定する生命共済契約をいう。以下同じ。)及び身体障害共済契約(同項第6号に規定する身体障害共済契約をいう。以下同じ。)に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものにあつては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に1,000分の34を乗じて得た額
- (8) 損害共済契約(規則第15条第1項第5号に規定する損害共済契約をいう。以下同じ。)に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものにあつては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に1,000分の50を乗じて得た額
- 2 規則第119条第5項第2号に掲げる異常危険準備金(以下「第2号異常危険準備金」という。))は、規則第124条第2号に掲げる額に1,000分の100を乗じて得た額及び責任準備金(同号に規定する予定利率リスクを有するものに限る。次条第2項において同じ。))の金額に1,000分の1を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。
- 3 第1号異常危険準備金又は第2号異常危険準備金のうち、次条の規定による積立限度額を超えることにより積み立てないものがある場合は、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。
- (異常危険準備金の積立限度)
- 第5条** 第1号異常危険準備金の積立ては、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けない

- ものとする。
- (1) 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険共済金額に1,000分の0.6を乗じて得た額
- (2) 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額に1,000分の0.06を乗じて得た額
- (3) 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金に係る共済掛金積立金の金額に1,000分の10を乗じて得た額
- (4) 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に1,000分の160を乗じて得た額
- (5) 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に1,000分の400を乗じて得た額
- (6) 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の正味収入危険共済掛金に2を乗じて得た額
- (7) 生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものにあつては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に1,000分の340を乗じて得た額
- (8) 損害共済契約に係るその他のリスク 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものにあつては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金(前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。))に2を乗じて得た額
- 2 第2号異常危険準備金の積立ては、規則第124条第2号に掲げる額及び責任準備金の金額に、それぞれ100分の3を乗じて得た額の合計額を限度とする。
- (異常危険準備金の取崩し基準)
- 第6条** 第1号異常危険準備金は、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。
- (1) 危険差損(実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生ずる損失をいう。))がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき。
- (2) 租税特別措置法第57条の5第7項の規定により異常危険準備金の金額の一部が益金の額に算入されたことにより税負担が生じた場合において、当該税負担に充てるとき。
- (3) 第1号異常危険準備金の一部を財源として契約者割戻し(法第58条第6項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。))を行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。
- 2 第2号異常危険準備金は、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。
- (1) 利差損(資産運用による実際の利回りが予定利率より低くなった場合に生ずる損失をいう。))がある場合において、当該利差損のてん補に充てるとき。
- (2) 第2号異常危険準備金の一部を財源として契約者割戻しを行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。
- (共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるとする基準)
- 第7条** 法第58条の4の規定に基づき行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるとする基準は、次の算式により算定した比率が200パーセント以上であることとする。
- $$\frac{\text{法第58条の4第1号に掲げる額}}{\text{法第58条の4第2号に掲げる額}} \times \frac{1}{2}$$
- (出資金、準備金等の計算)
- 第8条** 規則第123条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90(特定共済組合(法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。))及び特定共済組合連合会(法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。)) (以下この条において「特定共済組合等」という。))が有するその他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。))の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合にあっては、100分の100)とする。

2 規則第123条第1項第5号の行政庁が定める率は、100分の85（特定共済組合等有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合にあっては、100分の100）とする。

3 規則第123条第1項第6号の行政庁が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 解約返戻金等超過額 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

(2) 将来利益（将来の契約者割戻しの額を引き下げることによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。）直近の5事業年度の契約者割戻準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻準備金繰入額のいずれか小さい額に100分の50を乗じて得た額

(3) 税効果相当額（任意積立金を取り崩すこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。）次の算式により算定した額（繰延税金資産（税効果会計（規則第76条第1項第2号に規定する税効果会計をいう。以下この号において同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下この号において同じ。）の額が零である特定共済組合等（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。）にあっては、零とする。）

$$A \times \frac{t}{1-t}$$

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び利益準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額（当該控除した額が零を下回った場合は、零とする。）

t 繰延税金資産及び繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。第11条第3号において同じ。）の計算に用いた法定実効税率（財務諸表等規則第8条の12第1項第2号に規定する法定実効税率をいう。）

（通常の予測を超える危険に対応する額の計算）

**第9条** 規則第124条の同条各号に掲げる額を基礎として行政庁が定めるところにより計算した額は、次の算式により算定した額とする。

$$\{R_1^2 + (R_3 + R_4)^2\}^{1/2} + R_2 + R_5$$

R<sub>1</sub> 一般共済リスク相当額（次条第1項第1号に掲げる額をいう。）

R<sub>2</sub> 巨大災害リスク相当額（次条第1項第2号に掲げる額をいう。）

R<sub>3</sub> 予定利率リスク相当額（規則第124条第2号に掲げる額をいう。）

R<sub>4</sub> 財産運用リスク相当額（規則第124条第3号に掲げる額をいう。）

R<sub>5</sub> 経営管理リスク相当額（規則第124条第4号に掲げる額をいう。）

**第10条** 規則第124条第1号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1) 一般共済リスク相当額として、別表第1の左欄に掲げるリスクの種類ごとに同表の中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により算定した額

$$[\{ (A+B)^2 + C^2 \}^{1/2} + D + E + H + I)^2 + F^2 + G^2 + J^2]^{1/2}$$

A 普通死亡リスクに係る算定額

B 災害死亡リスクに係る算定額

C 生存保障リスクに係る算定額

D 災害入院リスクに係る算定額

E 疾病入院リスクに係る算定額

F 火災リスクに係る算定額

G 自動車リスクに係る算定額

H 傷害リスクに係る算定額

I 生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスクに係る算定額

J 損害共済契約に係るその他のリスクに係る算定額

(2) 巨大災害リスク相当額として、次に掲げる額のいずれか大きい額

ア 地震災害リスク相当額（関東大震災が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）

イ 風水害リスク相当額（昭和34年の台風15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額）

2 規則第124条第2号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第2の左欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を当該予定利率の責任準備金残高に乘じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第124条第3号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第3の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下この条において同じ。）に、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得た額を合計して計算するものとする。

4 規則第124条第3号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第4の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額に、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得た額を合計して計算するものとする。

5 規則第124条第3号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第5の左欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額に、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得た額を合計して計算するものとする。

6 規則第124条第3号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1) 再共済又は再保険リスク相当額として、別表第6の左欄に掲げるリスク対象金額に同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得た額

(2) 再共済又は再保険回収リスク相当額として、別表第7の左欄に掲げるリスク対象金額に同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得た額

7 規則第124条第4号に掲げる額は、同条第1号から第3号までに掲げる額の合計額に、別表第8の左欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

**第11条** 規則第166条第2項及び第3項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

(1) 規則第119条第1項第2号に規定する異常危険準備金の額

(2) 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額

(3) 前2号に掲げるもののほか、有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額との差額に係る繰延税金負債に相当する額

**附 則**

この告示は、平成19年9月20日から施行する。



別表第1 (第10条関係)

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	0.06%
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	0.006%
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	1%
災害入院リスク	災害入院共済金額×予定平均給付日数	0.3%
疾病入院リスク	疾病入院共済金額×予定平均給付日数	0.75%
火災リスク	正味経過危険共済掛金又は平均正味発生共済金額のいずれか大きい額	33%
自動車リスク		14%
傷害リスク		26%
生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスク		34%
損害共済契約に係るその他のリスク		34%

- 備考 1 リスク対象金額は、出再額（再共済又は再保険（規則第122条に規定する再共済又は再保険をいう。別表第6において同じ。）に付した共済金額をいう。）を控除した額とする。
- 2 生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスクには、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、火災リスク、自動車リスク及び傷害リスクを含まないものとする。
- 3 損害共済契約に係るその他のリスクには、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、火災リスク、自動車リスク、傷害リスク並びに生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスクを含まないものとする。
- 4 この表において「正味経過危険共済掛金」とは、正味収入共済掛金及び前事業年度末未経過共済掛金（規則第119条第1項第1号ロに掲げる未経過共済掛金をいう。以下この表において同じ。）の合計額から当該事業年度末未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。
- 5 この表において「平均正味発生共済金額」とは、大規模災害に係る額を除き、直近3事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額及び当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下この表において同じ。）の平均額をいう。
- 6 5の「大規模災害」とは火災リスクにおける1回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の33パーセントを上回る災害を、「正味支払共済金額」とは各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金の総額（当該事業年度におい

て収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合にあっては、その金額を控除した金額とする。）をいう。

- 7 この表の規定にかかわらず、生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスク又は損害共済契約に係るその他のリスクについて、共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合は、当該共済規程に定める方法により計算するものとする。

別表第2 (第10条関係)

予定利率の区分	リスク係数
2パーセント以下の部分	0.01
2パーセントを超え3パーセント以下の部分	0.2
3パーセントを超え4パーセント以下の部分	0.4
4パーセントを超え5パーセント以下の部分	0.6
5パーセントを超え6パーセント以下の部分	0.8
6パーセントを超える部分	1

別表第3 (第10条関係)

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	10%
外国株式	10%
邦貨建債券	1%
外貨建債券、外貨建貸付金等	5%
不動産（国内の土地に限る。）	5%

- 備考 1 リスク対象資産には、子会社等（法第61条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資金及び貸付金を含まないものとする。
- 2 邦貨建債券からは、満期保有目的の債権（財務諸表等規則第8条第20項に規定する満期保有目的の債権をいう。）を除くものとする。
- 3 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を除くものとする。

別表第4 (第10条関係)

リスク対象資産の区分		リスク係数
貸付金、債券及び預貯金	ランク1	0%
	ランク2	1%
	ランク3	4%
	ランク4	30%
短資取引		0.1%

- 備考 1 リスク対象資産には、子会社等に対する貸付金を含まないものとする。
- 2 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益及び未収利息を含むものとする。
- 3 貸付金には、支払承諾見返りを含むものとする。
- 4 この表において「ランク1」とは、次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付け等をいう。
- (1) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関
- (2) OECD(経済協力開発機構)諸国の中央政府及び中央銀行
- (3) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
- (4) (1)から(3)までに掲げる者の保証するもの
- (5) 共済契約貸付(共済証書貸付及び共済掛金振替貸付)
- 5 この表において「ランク2」とは、次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付け等をいう。
- (1) 4の(1)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関
- (2) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
- (3) 我が国及び外国の金融機関
- (4) 格付機関の評価がBBB格相当以上の格付を有する者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者の保証するもの
- (6) 抵当権付住宅ローン
- (7) 有価証券、不動産等を担保とする与信
- (8) 信用保証協会の保証する与信
- 6 この表において「ランク3」とは、ランク1及びランク2に該当せず、かつ、ランク4に該当する事由が発生していない先への与信等をいう。
- 7 この表において「ランク4」とは、破たん先債権、延滞債権、3月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権をいう(別表第5において同じ。)
- 8 この表の規定にかかわらず、短資取引の相手先がランク4に相当する状態となっている場合のリスク係数は、30パーセントとするものとする。

別表第5 (第10条関係)

法人の業務形態		リスク対象資産の区分	リスク係数
子会社等	国内会社	株式	10%
		貸付金	1%
	海外法人	株式	15%
		貸付金	6%
国内会社及び海外法人にかかわらず、ランク4に相当する状態となっている子会社等		株式	100%
		貸付金	30%

- 備考 国内会社に対する外貨建ての貸付金は海外法人に対する貸付金と、海外法人に対する邦貨建ての貸付金は国内会社に対する貸付金とするものとする。

別表第6 (第10条関係)

リスク対象金額	リスク係数
規則第118条第3項において準用する規則第122条の規定に基づき積み立てないこととした支払準備金及び同条の規定に基づき積み立てないこととした責任準備金	1%

- 備考 1 リスク対象金額は、自動車損害賠償責任共済に係る額を控除した額とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、共済の種類ごとに再割合(再共済又は再保険に付した共済契約の元受共済契約に対する割合をいう。)が50パーセントを超える場合の当該超過部分に相当するリスク対象金額に係るリスク係数は、2パーセントとするものとする。

別表第7 (第10条関係)

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定	1%

- 備考 リスク対象金額は、自動車損害賠償責任共済に係る額を控除した額とする。

別表第8 (第10条関係)

対象組合の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している共済事業実施組合	3%
上記以外の組合	2%

## 高知県告示第600号の2

高知県内水面漁場管理委員会指示第90号により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたため、生きたままコイを持ち出すことを禁止する県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

平成19年9月20日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

香宗川水系本支流、香美市土佐山田町の杉田発電用えん堤の上流端から下流の物部川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、国分川水系本支流、下田川水系本支流、十市川（石土池及び住吉池を含む。）、高知市の鏡多目的えん堤の上流端から下流の鏡川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、新川川水系本支流、渡川水系本支流（高知県と愛媛県との県境から上流の区域を除く。）、伊与木川水系本支流並びに吾川郡仁淀川町の大渡ダムから下流の仁淀川本流及びこの区間で合流する同川水系支流並びにこれらに接続する用水路、ため池等

## 高知県告示第646号

高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物の指定をするので、同条第5項の規定により告示する。

平成19年10月2日

高知県知事 橋本 大二郎

## 1 県指定希少野生動植物の種名

- (1) ツキノワグマ
- (2) ヒナインドジョウ
- (3) イドミミズハゼ
- (4) トビハゼ
- (5) シマドジョウ2倍体性種
- (6) シオマネキ
- (7) ヒラコベソマイマイ
- (8) ダイサギソウ
- (9) デンジソウ
- (10) マイヅルテンナンショウ
- (11) ヤブレガサモドキ

## 2 県指定希少野生動植物として指定をする理由

- (1) 1の(1)の種は、環境省において「保護に留意すべき地域個体群」に指定されており、また、昭和61年11月高知県告示第650号（狩猟獣の捕獲の禁止）において捕獲を禁止する狩猟獣に指定されているものであるが、その保護対策は、いまだ不十分であり、絶滅のおそれがある。
- (2) 1の(2)の種は、四国の固有種であり、県の西部及び愛媛県にのみ生息する。そのため、四国及びその周辺地域の地史及び淡水魚類相を解明する上で極めて貴重な存在である。また、当該種は、冷水性で、かつ、清流性が強く、泥に覆わ

れない浮き石状の礫床に潜入し、生息するため、近年、開発行為等による環境の悪化により、一部の水域では、生息が認められなくなっている。更に、その美しい斑紋から觀賞魚としての人気が高く、商業目的の乱獲のおそれがある。

(3) 1の(3)の種は、西日本の固有種であり、分布域は、広くない。また、当該種は、汽水域の小礫底に潜入し、地下生活を送るため、水質の汚濁及び河床の劣化(目詰まり)に極めて弱く、1990年代半ばには、絶滅にひんした。生息状況は、不安定で、1回の調査による発見数は、20尾以下であるが、新莊川汽水域は、全国最大の生息場兼産卵場であり、全年級群もそろっている。

(4) 1の(4)の種は、生息地及び餌場所がいずれも泥干潟であることから、県内における生息地は、極めて限られており、本来、希少な種である。最大の生息地であった浦戸湾は、散発的に見かける程度の危機的状況にあり、浦の内湾及び仁淀川左岸も絶滅又はそれに近い状態にある。

(5) 1の(5)の種は、本州及び四国に分布するが、四国内では、本県の新莊川から伊尾木川に至る県の中部から東部までに生息し、比較的分布域が狭い。また、当該種は、清流性が強く、自然度の高い河川の中流域及びその周辺の水路の砂礫底に生息するため、開発行為等による環境の悪化により、生息域及び生息数が激減している。

(6) 1の(6)の種は、浦戸湾、須崎市の桜川の河口、四万十川と竹島川との間の三角州等で生息が確認されているが、その個体数は、少なく、生息域が限定されている。

(7) 1の(7)の種は、南国市稲生の石灰岩地の固有種であるが、本来、鉢伏山の石灰岩地露頭に多産していたものが石灰岩の採掘によって生息域が狭められ、現在、採掘を逃れた周縁部において、かろうじて種を維持しているものである。

(8) 1の(8)の種は、園芸のための採取及び草地の管理放棄により絶滅のおそれがある。

(9) 1の(9)の種は、水質汚染、開発行為等により絶滅のおそれがある。

(10) 1の(10)の種は、県内では、1911年以降記録がなかったが、最近、県内3箇所において生育が確認された。園芸のための採取等により絶滅のおそれがある。

(11) 1の(11)の種は、本県がタイプ産地であり、他の2県においてのみ記録がある。開発行為及び里山の管理放棄により絶滅のおそれがある。

3 県指定希少野生動植物の保護に関する指針

(1) 1の(1)の種については、関係行政機関と連携し、保護対策を検討するとともに、生息調査及び啓蒙活動を行うものとする。

(2) 1の(2)から(7)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の捕獲等を禁止す

るものとする。

(3) 1の(8)の種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。ただし、草地の維持管理において当該種を傷つけることは、この禁止には当たらないものとする。

(4) 1の(9)から(11)までの種については、県内全域において知事の許可を受けた場合以外は、当該種の採取等を禁止するものとする。

高知県告示第647号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年10月2日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡檮原町田野々6の1、9、11、12の1、12の3、12の4、12の6
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年9月18日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年9月18日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所	定款に記載された目的

			の所在地	
平成19年9月18日	特定非営利活動法人完全オゾン処理型循環ろ過機安全推進協議会	寺尾 智恵美	高知市南はりまや町一丁目7番18号	この法人は、地域住民、官公庁、海外の各国に対して、安心して生活できる水質環境の維持・改善、そして地球温暖化の防止に努めるため、水質浄化及び水資源の有効利用での調査研究、啓蒙普及と、水資源の循環型社会構築への提案及び促進に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、春野町東部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年10月2日

高知県知事 橋本 大二郎

役名(退任)	氏名	住 所
理事	山下興太郎	吾川郡春野町東諸木3769
〃	横田 哲夫	〃 〃 〃 3762
〃	前島 孝臣	〃 〃 〃 3500-2
〃	高橋 裕一	〃 〃 〃 3475
〃	堀内 義弘	〃 〃 〃 3426
〃	前島 正通	〃 〃 〃 3355
〃	横田 秋作	〃 〃 〃 3281
〃	横田 英二	〃 〃 〃 3056
〃	川崎 健一	〃 〃 〃 1782
〃	岩田 卓雄	〃 〃 〃 625
〃	高橋 隆雄	〃 〃 〃 1326・1327
〃	村田 康夫	〃 〃 〃 1398
〃	岡崎 清	〃 〃 〃 2660
〃	久保壽美男	〃 〃 〃 2679
〃	岡崎 俊二	〃 〃 〃 2790-7
〃	土居 雄作	〃 〃 西諸木 602-4
〃	元屋敷謙二	〃 〃 〃 108-2

〃	土居 保	〃	〃	甲殿	655-1
〃	土居 完栄	〃	〃	〃	672
監事	土居 速生	〃	〃	〃	771-9
〃	横田 幹夫	〃	〃	東諸木	2678
〃	田原 明治	〃	〃	〃	3430-1
(就任)					
理事	山下興太郎	吾川郡春野町	東諸木		3769
〃	横田 哲夫	〃	〃	〃	3762
〃	前島 孝臣	〃	〃	〃	3500-2
〃	高橋 裕一	〃	〃	〃	3475
〃	堀内 義弘	〃	〃	〃	3426
〃	前島 正通	〃	〃	〃	3355
〃	横田 秋作	〃	〃	〃	3281
〃	横田 英二	〃	〃	〃	3056
〃	川崎 健一	〃	〃	〃	1782
〃	岩田 卓雄	〃	〃	〃	625
〃	高橋 隆彦	〃	〃	〃	1326・1327
〃	村田 康夫	〃	〃	〃	1398
〃	岡崎 清	〃	〃	〃	2660
〃	久保壽美男	〃	〃	〃	2679
〃	岡崎 俊二	〃	〃	〃	2790-7
〃	土居 雄作	〃	〃	西諸木	602-4
〃	元屋敷謙二	〃	〃	〃	108-2
〃	土居 保	〃	〃	甲殿	655-1
〃	正木 昭宏	〃	〃	〃	776
監事	土居 速生	〃	〃	〃	771-9
〃	横田 幹夫	〃	〃	東諸木	2678
〃	田原 明治	〃	〃	〃	3430-1

-----  
**内水面漁場管理  
 委員会指示**  
 -----

**高知県内水面漁場管理委員会指示第90号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおりコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関し、持ち出し及び放流の制限並びに遺棄の禁止を指示する。

平成19年9月19日（揭示済）

高知県内水面漁場管理委員会会長 樋口 清允

**1 指示の内容**

**(1) 持ち出しの制限**

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該公共用水面等（当該公共用水面等に設

置した工作物等により、コイの遡上<sup>さきあが</sup>が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置を講ずる場合は、この限りでない。

なお、当該公共用水面等の範囲については、知事が別に定め、速やかに公表するものとする。

**(2) 放流等の制限**

県内の公共用水面等にコイを放流しようとする者は、当該コイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものでないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群であること。

**(3) 遺棄の禁止**

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

**(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。**

**2 指示の期間**

平成19年9月22日から平成22年9月21日まで